

に立かくるべき所なし、野飼の牛のあまた有ける中に、ことに大き成を殺して、路次に引ふせて、うしの腹をかきやぶりて、其中に入て、目ばかり見出して待けり。

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等刺史執鞭之圖也。○中略 宅常擔集諸國土產貯甚豐也。所謂○中長門牛、
 〔見聞雜記二十四〕一牛數之儀、三百疋程御座候、信濃越後每年夏内、四五歲以上之牛牽連參候、四
 拾疋程宛相求申候、直段之儀者、壹兩貳三分_ル七八兩迄仕候、喰之義者、信州つかはいそ村黒川
 戸村、并上州猿ヶ原之者共ニ御座候、牛之長ヶ四尺_ル四尺四五寸迄御座候、不殘車牛ニ遣申候、男
 牛ニ御座候、女牛小牛等無之候、尤五歲比より五六六年程遣申候、古牛之儀者、駿州安西町、其外近在
 江遣申候事も御座候、牛所持仕候者、只今八人ニ而御座候、
 一播磨丹波出候牛之義相尋候處、京都筋江出申候、關東江者參不申候由申候、

享保六年丑七月

右書付、丑七月十一日、有馬兵庫頭殿江中山出雲守_ル上_ル、

〔伊豆海島風土記上〕八丈島之事

一此島に牛を飼ふ事、家毎に二疋三疋、或は五六疋づゝ、飼置て田畑をすかせ、材木をひかせ薪をつけ、都て作物を取入る、にも、悉牛に附運びて人力の助とす、牛は太くたくましふして、長門の牛にもおとらず、又おのづから山に育つ山牛多し、民家の飼牛不足なる時は、此山牛を狩捕て飼ふ、

〔蝦夷國風俗記一〕牛馬之事

松前所在島一國は、牛馬を飼て野放しにかひ置なり。○中略 中折又牛は松前もより錢龜澤といふ處に少々あり、後々は漸々と殖べき勢ひなり、

○按ズルニ、牧牛ノ事ハ、地部牧篇ニ載ス、